

# 建荷協兵庫県支部 FAX 通信

( 令和元年 8 月 23 日号 : 枚数 1 枚)

回覧 (特自検関係の皆様)

(受信されましたら、関係者に本紙をお渡し願います)

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部事務局です。

残暑厳しき折、熱中症対策等関係従業員様の健康管理及び安全管理にご協力をいただきありがとうございます。

今年度支部事業につきましては、年間計画通りに実施ができています。今後も関係教育・研修のご参加をよろしくお願いいたします。

また、11月の特定自主検査強調月間以降で、計画的に会員事業所について巡回助言サービス事業を展開することとしており、案内が届きました会員事業所におかれましては、ご理解ご協力をお願いすることとしております。(別途ご案内)

今回ご連絡いたしますのは、8月8日付けで労働安全衛生規則改正の情報がありましたので、下記の情報を提供させていただきます。

## 「電気自動車等の整備に係る特別教育」の創設

(ア) 施行日 令和元年 10 月 1 日 厚生労働省令第 33 号

(イ) 内容 (要旨)

- 対地電圧が 50 ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する電気自動車等が対象。
- バッテリー式フォークリフト (そのほかバッテリー式車両系建設機械) は、新設された「電気自動車等」に含まれること。
- 上記自動車の整備には、低圧の電気の取扱いについて告示で定める科目について特別教育を受講する必要がある。(学科 6 時間・実技 1 時間)
- 経過措置として、施行日前に実施された「低圧電気取扱業務」の特別教育 (安衛則 § 36 の 4 号) を受講している場合は、新たに創設された当該教育は受講することを要しないこと。

(ウ) 関係法令等 (省令・告示・通達) は、支部ホームページのトップページ、8 月 23 日付けトピックス欄に、全文掲載しているので、閲覧願います。

【問合・申込先】

(公社)建荷協 兵庫県支部 事務局

〒650-0024 神戸市中央区海岸通 8 番 神港ビル 703 号

電話 078-332-4936 FAX 078-392-8921

ホームページ <http://www.kennikyo-hyogo.jp/>

(「建荷協 兵庫県支部」で検索)

